

【意見】

母子家庭に支給される手当についてですが、給料額上限に達しているため手当支給が中止されました。私は母子家庭になってから生活の質の向上目的で看護資格を取りました。学校に通っている期間はバイトして子どもを養い、勉強もして苦労して資格を取得しました。しかし、頑張っただけで資格を取得したのに支給停止になるようであれば、頑張っただけで資格を取らないでいた方がいいのではなかったかと考えてしまいます。生活を守るため、看護学校授業料支払いのために睡眠時間を削りバイトしてきました。頑張っていない家庭が支給され、頑張った家庭が支給されないのは理不尽だと感じます。

お忙しいと存じますが、支給の検討を考えていただきたく意見を送らせていただきました。よろしくお願ひいたします。

女性40代：市内在住

【回答】

母子家庭等に支給される児童扶養手当につきましては、本市におきましても国の制定した「児童扶養手当法」に基づき支給を行っています。

この法律は、母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するために手当を支給し、児童福祉の増進を図ることを目的としています。

そのため、母子家庭等の経済状況により、援助が必要な家庭に手当を支給する制度となっており、所得が一定額以上の家庭については手当の支給を停止することとされています。

所得制限により支給停止ということは、ご意見に書かれたようにご自身が大変頑張られた結果であると存じますが、制度に基づく取り扱いとご理解いただきたいと思います。

なお、所得制限限度額の緩和につきましては、今回いただいたようなご意見があることを、機会のある際に国等へ繋いでいきたいと考えております。

担当：健康福祉部子ども課